

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.17 (令和3年10月号)

令和3年10月8日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和3年9月30日 厚生労働省告示第359号 (令和3年10月1日適用)
 - 令和3年9月30日 保医発0930第2号 (令和3年10月1日適用)
 - 令和3年9月30日 保医発0930第3号 (令和3年10月1日適用)
 - 令和3年9月30日 保医発0930第4号 (令和3年10月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その75)」(令和3年9月14日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その76)」(令和3年9月28日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
427				<p>[D006-4遺伝学的検査の「3」処理が極めて複雑なものの所定点数(8,000点)を準用する項目として追加]</p> <p>◇ 薬事承認を得ている体外診断用医薬品を用いて、アレイCGH法により染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失を測定した場合は、D006-4遺伝学的検査の「3」処理が極めて複雑なものを準用して患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ア 本検査は、12q14欠失症候群、15q13.3欠失症候群、15q24反復性微細欠失症候群、15q26過成長症候群、16p11.2重複症候群、16p11.2-p12.2欠失症候群、16p11.2-p12.2重複症候群、16p13.11反復性微細欠失症候群、16p13.11反復性微細重複症候群、17q21.31反復性微細欠失症候群、1p36欠失症候群、1q21.1反復性微細欠失症候群、1q21.1反復性微細重複症候群、1q21.1領域血小板減少-橈骨欠損症候群、22q11.2欠失症候群、22q11重複症候群、22q11.2遠位欠失症候群、22q13欠失症候群(フェラン・マクダーミド症候群)、2p15-16.1欠失症候群、2p21欠失症候群、2q33.1欠失症候群、2q37モノソミー、3q29欠失症候群、3q29重複症候群、7q11.23重複症候群、8p23.1微細欠失症候群、8p23.1重複症候群、8q21.11欠失症候群、9q34欠失症候群、アンジェルマン症候群、ATR-16症候群、22qテトラソミー症候群(キヤットアイ症候群)、シャルコー・マリー・トゥース病、5p-症候群、遺伝圧脆弱性ニューロパチー、レリー・ワイル症候群、ミラー・ディカー症候群、NF1欠失症候群、ペリツェウス・メルツバッハ病(先天性大脳白質形成不全症)、ポトキ・ルプスキ症候群、ポトキ・シェイファー症候群、プラダー・ウィリ症候群、腎嚢胞-糖尿病症候群、16p12.1反復性微細欠失症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群、スミス・マギニス症候群、ソトス症候群、裂手/裂足奇形1、ステロイドスルファターゼ欠損症、WAGR症候群、ウィリアムズ症候群、ウォルフ・ヒルシュホーン症候群、Xp11.22連鎖性知的障害、Xp11.22-p11.23重複症候群、MECP2重複症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群、シルバー・ラッセル症候群、第14番染色体父親性ダイソミー症候群(鏡一緒方症候群)並びに14番染色体母親性ダイソミーおよび類縁疾患のいずれかを疑う患者に対して実施すること。</p> <p>イ 本検査を実施する場合は、関連学会が定める指針を遵守し、本検査を実施する医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ウ 本検査は、D026検体検査判断料の「注6」遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において実施すること。</p> <p style="text-align: right;">(令 3. 9.30 保医発 0930 3)</p>
459				<p>[D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数(232点)を準用する項目として追加]</p> <p>(1) 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピンIgM抗体の測定を行った場合は、D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査とD014自己抗体検査の「25」の抗カルジオリピンβ₂グリオプロテインI複合体抗体及び抗リン脂質抗体検査(抗カルジオリピンIgG/IgM抗体及び抗β₂グリオプロテインI IgG/IgM抗体の測定)(Web追補No.1で「D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数(696点)を準用する項目」として追加)のいずれか2つ以上を併せて実施し</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
			た場合は、主たるもののみ算定する。 (令 3. 9. 30 保医発 0930 3)	図
		(2)	抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗 β_2 グリオブリン I IgG抗体の測定を行った場合は、D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査とD014自己抗体検査「25」の抗カルジオリピン β_2 グリオブリン I 複合体抗体及び抗リン脂質抗体検査（抗カルジオリピンIgG/IgM抗体及び抗 β_2 グリオブリン I IgG/IgM抗体の測定）(Web追補No. 1で「D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数（696点）を準用する項目」として追加）のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (令 3. 9. 30 保医発 0930 3)	図
		(3)	抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗 β_2 グリオブリン I IgM抗体の測定を行った場合に、D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査とD014自己抗体検査「25」の抗カルジオリピン β_2 グリオブリン I 複合体抗体及び抗リン脂質抗体検査（抗カルジオリピンIgG/IgM抗体及び抗 β_2 グリオブリン I IgG/IgM抗体の測定）(Web追補No. 1で「D014自己抗体検査の「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数（696点）を準用する項目」として追加）のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (令 3. 9. 30 保医発 0930 3)	図
		(4)	D014自己抗体検査「27」の抗カルジオリピン抗体、(1)、(2)及び(3)の検査を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。 (令 3. 9. 30 保医発 0930 3)	図
1006	—	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) 〔最終改正；令 3. 8. 31 保医発 0831 2〕 〔黄色網かけはWeb追補No. 16等にて改正済み〕	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) 〔最終改正；令 3. 9. 30 保医発 0930 4〕
1012	左	下から16行目	大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合 〔黄色網かけはWeb追補No. 9にて改正済み〕	大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変又はステント内再狭窄病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合
1131	—	上から8行目	〔最終改正；令和3年7月30日 厚生労働省告示第292号〕 〔黄色網かけはWeb追補No. 15等にて改正済み〕	〔最終改正；令和3年9月30日 厚生労働省告示第359号〕
1164	右	上から15～16行目	令和3年9月30日までの間 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。））
1164	右	下から20行目	令和3年9月30日までの間 〔黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み〕	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。））
1165	左	下から19～18行目	令和3年9月30日までの間 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。））
1165	左	下から13行目	令和3年9月30日までの間 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。））
1165	左	下から6行目	令和3年9月30日までの間 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。））
1165	右	上から1行目	令和3年9月30日までの間 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。））
1165	右	上から8～9	令和3年9月30日までの間	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむ

頁	欄	行	変更前	変更後
		行目	[黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み]	を得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。))
1165	右	上から12～13行目	令和3年9月30日までの間 [黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み]	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。))
1165	右	上から17行目	令和3年9月30日までの間 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。))
1165	右	上から25～26行目	令和3年9月30日までの間 [黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み]	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。))
1165	右	下から23行目	令和3年9月30日までの間 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。))
1165	右	下から16～15行目	令和3年9月30日までの間 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。))
1165	右	下から12～11行目	令和3年9月30日までの間 [黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み]	令和3年9月30日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和4年3月31日までの間（当該事情が継続する間に限る。))
1172	一	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2) (最終改正; 令 3. 3. 31 保医発 0331 1) [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2) (最終改正; 令 3. 9. 30 保医発 0930 2)
1175	右	上から8行目	令和3年10月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み]	令和3年10月1日（新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関（以下「コロナ病床割り当て医療機関」という。）については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から31～30行目	令和3年10月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年10月1日（コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から28行目	令和3年10月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年10月1日（コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から26～25行目	令和3年10月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年10月1日（コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から24～23行目	令和3年10月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年10月1日（コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する

頁	欄	行	変更前	変更後
				月の翌月。)
1175	右	下から22～21行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から20行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から16行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から13行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から10～9行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から5行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1175	右	下から3行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1176	左	上から1～2行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1176	左	下から21行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1176	左	下から18行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1176	左	下から12行目	令和3年10月1日 〔黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み〕	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1185	右	下から9～8	令和3年9月30日	令和3年9月30日(コロナ病床割り当て医療機

頁	欄	行	変更前	変更後
		行目	[黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1187	右	下から25行目	令和3年9月30日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年9月30日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1194	右	上から6行目	令和3年10月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年10月1日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年4月1日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1198	左	下から13～12行目	令和3年9月30日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年9月30日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1198	左	下から7～6行目	令和3年9月30日 [黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み]	令和3年9月30日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1203	右	上から14行目	令和3年9月30日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年9月30日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1204	右	下から29行目	令和3年9月30日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年9月30日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1205	右	下から5行目	令和3年9月30日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年9月30日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1222	左	上から20行目	令和3年9月30日 [黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み]	令和3年9月30日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1250	右	下から18行目	令和3年9月30日 [黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み]	令和3年9月30日(コロナ病床割り当て医療機関については、令和4年3月31日。ただし、令和4年3月31日までの間にコロナ病床割り当て医療機関でなくなった場合には、その属する月の翌月。)
1270 1293				「別紙7 別表1」の「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」が「令和3年9月30日保医発0930第2号」により改正されています。改正内容は『 診療報酬関連情報ナビ 』の 診療報酬関連情報データベース から当該通知をご確認下さい。また、厚生労働省HPの「令和2年度診療報酬改定について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html)では、エクセルデータが掲載(「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」(令和2年3月5日保医発0305第2号)の場所)されていますのでご参照下さい。